

令和 8 年度 上君田地区立木販売・造林請負一括事業入札説明書

茨城森林管理署の令和 8 年度 上君田地区立木販売・造林請負一括事業に係る入札公告に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日

令和 8 年 7 月 31 日

2 契約担当官等

(1) 入札執行官

分任契約担当官

分任支出負担行為担当官 茨城森林管理署長 三重野 裕通

(2) 契約担当官

分任契約担当官

分任支出負担行為担当官 茨城森林管理署長 三重野 裕通

3 事業概要

(1) 入札番号：3

(2) 事業名：令和 8 年度 上君田地区立木販売・造林請負一括事業

(3) 事業場所：茨城県高萩市大字下君田字横山国有林 1 0 7 8 い林小班

(4) 事業内容

ア 立木販売

伐採方法：皆伐 スギ外 3 4,699.02 m³

搬出期間：引渡の日から令和 10 年 2 月 25 日まで

(造林請負事業の事業期間を確保するため、立木販売に係る搬出期間の延長は原則として認めない。)

イ 造林請負事業

作業種：地拵 8.20ha 植付 7.62ha 忌避剤散布 0.76ha

履行期限：契約の翌日から令和 10 年 2 月 25 日まで

(詳細は別途示す販売物件明細書及び仕様書等による。)

(入札公告 8 の配布資料等からダウンロードすることができる。)

4 競争参加資格

本事業の入札に参加できる者は、次のすべてに該当する者とする。

(1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 令和7年度から令和11年度の林産物の売払いに係る資格確認の交付を受けている者であること。
- (3) 令和07・08・09年度全省庁統一の一般競争参加資格の「役務の提供等(その他)」を有し、国有林野事業で行う素材生産及び造林の等級区分を定めた競争参加資格に関する公示(令和7年1月31日)に基づきA、B又はC等級に格付けされている者であること。ただし、林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)第5条第1項に基づく認定を受けている者については、同公示に基づき、A、B、C又はD等級に格付けされている者であること。
- (4) 共同事業体を結成し入札に参加する場合は、当該共同事業体の構成員のうち、立木販売に係る者が林産物の売払いに係る資格確認の交付を受けており、造林請負事業に係る者が全省庁統一資格を有するとともにこれらの構成員がこの公告に係る発注案件に対して単体企業として入札を行わない共同事業体であること。また、共同事業体の全省庁統一資格の等級は代表者となる構成員の等級によることから、当該代表者の等級がこの公告に係る入札の競争参加資格として示された等級と合致すること。
- (5) 令和07・08・09年度全省庁統一の一般競争参加資格の競争参加を希望する地域において、「関東、甲信越」を選択している者であること。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(「競争参加者の資格に関する公示」(令和8年3月31日)9(2)に規定する手続をした者を除く)でないこと。
- (7) 平成23年4月1日以降に完了した当該事業と同種の事業である「造林(地拵、植付、下刈、つる切、除伐、除伐2類、保育間伐、本数調整伐、衛生伐、素材生産(伐採系の森林整備を含む)等)」を実施した実績を有すること。ただし、本公告日の属する年度の前年度及び前々年度の過去2年度間に「国有林野事業の素材生産及び造林に係る請負事業成績評定要領の制定について(平成20年3月31日付19林国業第244号林野庁長官通知)」による事業成績評定を受けたことがある場合においては、入札しようとする者の過去2年度間の契約ごとの評定点の合計を契約件数で除した平均点が65点以上であること。
共同事業体の場合は、当該共同事業体として受けた事業成績評定の他に、構成員がそれぞれ個別に受けた事業成績評定についても含めること。
- (8) 本事業に配置を予定する現場代理人にあつては、入札参加者が直接雇用する者であるとともに、同種の事業である「造林(地拵、植付、下刈、つる切、除伐、除伐2類、保育間伐、本数調整伐、衛生伐、素材生産(伐採系の森林整備を含む)等)」に3年以上にわたり従事しており、事業の適正な実施が見込める者であること。
- (9) 本事業に、「労働安全衛生法等に基づき必要とされているチェーンソーによる伐木等特別教育終了者(令和2年8月1日以降は、新カリキュラムの特別教育修了者又は

旧カリキュラムの特別教育修了者で補講受講者であること）」、「刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育修了者」、「車両系建設機械運転技能講習修了者」、「伐木機械等の運転業務特別教育修了者」を配置できること。また、薬剤を使用する作業にあたっては、①「事業実施箇所の地方公共団体が指定する研修等を受けている者」②「地方公共団体が認定する農薬管理指導士又は農薬適正使用アドバイザー」③「緑の安全管理士」④「技術士（農業部門：自然保護又は森林部門：林業）」⑤「樹木医又は松保護士（松保護士は松くい虫防除事業のみ適用）」⑥「上記に準ずると認められる薬剤や病虫害防除に関する資格を有している者」又は適切な研修を受講した者を配置できること。

(10) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、関東森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和 59 年 6 月 11 日付け 59 林野経第 156 号林野庁長官通達）、「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領について（平成 26 年 12 月 4 日付け 26 林政政第 338 号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けていないこと。

(11) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

（ア）親会社と子会社の関係にある場合

（イ）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、（イ）については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

（ア）一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

（イ）一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他個人事業主又は中小企業等協同組合法(昭和 24 年法律第 181 号)若しくは森林組合法(昭和 53 年法律第 36 号)等に基づき設立された法人等であって、上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(12) 以下に定める届出をしている事業者（届出の義務がない者を除く。）であること。

ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

(13) 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け」

（令和 3 年 2 月 26 日付け 2 林政経第 458 号林野庁長官通知）に沿って、作業の安全対策に取り組んでいること（規範の内容に相当する既存の取組を含む）。

注：「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向

け」及び「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け解説資料」は林野庁ホームページに掲載

URL：<https://www.rinya.maff.go.jp/j/mokusan/seisankakou/anzenkiban.html>

5 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び確認資料を提出し、分任契約担当官及び分任支出負担行為担当官（以下、「分任契約担当官等」という。）から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

4(2)から(5)に掲げる一般競争参加資格確認通知書（林産物）の交付及び全省庁統一の一般競争参加資格の認定を受けていない者も次に従い申請書及び確認資料を提出することができる。この場合において、4(1)及び(6)から(13)までに掲げる事項を満たしているときは、入札の時ににおいて4(2)から(5)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、入札締め切りの時まで4(2)から(5)に掲げる事項を満たしていることを分任契約担当官等に示さなければならない。

なお、期限までに申請書及び確認資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

(2) 提出方法等

ア 提出方法：原則として電子メールでPDFファイル形式により提出すること。

なお、提出にあたっては、別添2「電子メールによる競争参加資格確認申請等における留意事項」を確認すること。

イ 受付場所：〒310-0852 茨城県水戸市笠原町978-7

茨城森林管理署 総務グループ総括事務管理官

電話：029-243-7211

メールアドレス：ks_ibaraki_postmaster@maff.go.jp

(3) 受付期間

入札公告3(2)アに同じ

- (4) 競争参加資格確認申請書は別紙様式1により作成し、必要な書類を添えて提出すること。

なお、競争参加資格申請書の様式については、関東森林管理局ホームページの「入札における競争参加資格確認申請書の様式」(<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/sinnsei-yosiki.html>)からダウンロードすることができる。

- (5) 確認資料は、次に従い作成すること。

ただし、エの同種事業の実績、オの配置予定の現場代理人の同種事業の経験については、事業が完了し、引渡しが進んでいるものに限り記載すること。

ア 一般競争参加資格確認通知書（林産物）及び全省庁統一資格の資格審査結果通知書の写しを提出すること。

イ 上記4(3)のただし書きの適用を受けようとする者は、林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第1項に基づく都道府県知事の認定書の写しを提出すること。

ウ 共同事業体を結成し入札に参加する場合は、その共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその他の構成員がわかる協定書等を提出すること。

エ 同種事業の実績

上記４（７）に掲げる資格があることを判断できる同種事業の実績を別紙様式２に記載すること。なお、都道府県等の民有林補助事業を活用し実施した個人所有の山林に関する同種の事業の実績についても、実績として評価することとする。発注機関名欄には「自己山林」「個人からの受注」等と記載し、契約金額欄には、契約書に基づく契約金額又は都道府県等の民有林補助事業における標準単価などにより算定した補助対象経費の金額を記載すること。

また、本公告日の属する年度の前年度及び前々年度の過去２年度間に「国有林野事業の素材生産及び造林に係る請負事業成績評定要領の制定について（平成２０年３月３１日付 19 林国業第 244 号林野庁長官通知）」による事業成績評定を受けたことがある場合においては、入札しようとする者の過去２年度間の契約ごとの評定点の合計を契約件数で除した平均点が 65 点以上であることを証明するすべての事業成績評定通知書の写しを、別紙様式３に添付すること。

オ 配置予定の現場代理人の同種事業の経験

上記４（８）に掲げる資格があることを判断できる配置予定の現場代理人の会社名、同種事業の経験等を別紙様式４に記載すること。なお、現場代理人（技術を有する請負契約者本人が現場に常駐して運営する場合を含む。以下、同じ）は、同種事業に年間少なくとも１回以上従事し、かつ３年以上従事していることが判断できるよう様式に明記すること。ただし、同種事業に従事した期間は連続する３年である必要はないものとする。なお、配置される現場代理人は、監督職員の指示等に従い事業実行箇所の運営、取締り、その他事業の実施に関する事項の処理を行う者であり、事業現場に常駐することとされている。このため、入札に参加する者は、事業内容に相応した配置予定の現場代理人を特定する場合は当該候補者を記載するものとし、特定できない場合は、複数の候補者を記載することができるものとする。

また、事業実行箇所が同一の流域内にある等複数の事業箇所が近接しており連絡・移動が速やかに行える等複数箇所の現場を一の現場として扱うことが合理的と考えられる場合は、分任支出負担行為担当官と請負者が協議の上当該複数箇所を一の事業現場として取り扱うことができる場合がある。

カ 配置予定の技能者

配置予定の技能者の資格等を別紙様式 5-1 及び 5-2 に技能者別に記載すること。

なお、競争参加資格要件として資格等の取得者の配置が必要な場合は、資格等を取得している技能者が配置可能であることを判断できるよう様式に明記すること。

キ 契約書等の写し

エの同種事業の実績、オの配置予定の現場代理人の同種事業の経験については、実績として記載した事業に係る契約書等の写しを提出すること。なお、契約書等の記載事項では同種事業であることが確認できない場合は、契約書の他に施工計画書等の当該事業の内容（同種事業の実績及び現場代理人等の経験）が証明できる書類を添付すること。都道府県等の民有林補助事業を活用した自己所有山林での造林、素材生産の実績については、補助金交付決定通知書等の写しを用いて示すことができるものとする。また、個人からの受注による山林の手入れ等の実績を示すものとしては、契約書その他、当該事業にかかる補助金交付決定通知書等の写しを用いて示すことができるものとする。必要書類の添付がないものについては、入札に参加できないので留意する

こと。

ク 社会保険等の加入状況

上記4(12)に掲げる配置予定の従業員（現場代理人及び作業員）の健康保険、年金保険及び雇用保険の加入状況について別紙様式6に記載すること。

また、保険加入状況を証明する資料を添付すること。なお、証明書類において被保険者等の記号・番号が記されている場合は、当該記号・番号にマスキングを施したものを添付すること。

配置予定の従業員が国民健康保険加入者の場合は、別紙様式6の健康保険の欄にその旨を記載することに留め、保険証（保険料の領収書）等の写しの提出を不要とする。

ケ 本公告日の属する年度に行われた茨城森林管理署の入札物件に提出された確認資料と同じ資料については、当該入札時に提出済みであることを「競争参加資格確認申請書（別紙様式1）」の「提出書類一覧」に明記することにより、提出を省略ができる。

ただし、「競争参加資格なし」となった入札案件の確認資料をもって、提出を省略することはできない。

コ 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け」に沿った作業安全対策への取組状況

当該個別規範に沿った作業安全対策の取組状況について、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向けチェックシート」（別紙様式1-1）に記入すること。

また、個別規範の内容に係る詳細については、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け解説資料」を必要に応じて参照のこと。

なお、過去1年間に他の事業においてチェックシートを提出している場合は、その写しの提出をもって、これに代えることができる。

注：「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向けチェックシート」及び「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け解説資料」は林野庁ホームページに掲載

URL：<https://www.rinya.maff.go.jp/j/mokusan/seisankakou/anzenkihan.html>

(6) 申請書及び確認資料作成のための説明会

申請書及び確認資料作成のための説明会については、原則として実施しない。

(7) 競争参加資格の確認は、申請書及び確認資料の提出期限の日をもって行うものとし、参加資格の有無については令和8年8月18日までに電子メール等により通知する。参加資格「無」とした者に対しては、その理由を付して通知する。

(8) 競争参加資格の確認を行った日の翌日から開札の時までの期間に、競争参加資格があると認めた者が指名停止を受けた場合、当該者は競争参加資格がないものとする。

(9) 競争参加資格確認資料のヒアリング

競争参加資格確認資料のヒアリングについては、原則として実施しない。

(10) その他

ア 申請書及び確認資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

- イ 分任契約担当官等は、提出された申請書及び確認資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ウ 提出された申請書及び確認資料は、返却しない。
- エ 提出期限以降における申請書及び確認資料の差し替え及び再提出は認めない。ただし、配置予定の現場代理人に関し、種々の状況からやむを得ないものとして分任契約担当官等が承認した場合においてはこの限りではない。

6 競争参加資格がないと認めた者等に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、分任契約担当官等に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
 - ア 提出期限：令和8年8月27日午後4時
 - イ 提出場所：上記5(2)イの受付場所と同じ。
 - ウ 提出方法：書面は、原則として電子メールでPDFファイル形式により提出すること。
- (2) 分任契約担当官等は、説明を求められたときは、令和8年9月2日までに説明を求めた者に対して、電子メールにより回答する。

7 入札説明書に対する質問

- (1) この入札説明書に対する質問がある場合は、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。
 - ア 受領期間：令和8年8月3日から令和8年8月27日まで。
 - イ 提出場所：上記5(2)イの受付場所と同じ。
 - ウ 提出方法：原則として電子メールでPDFファイル形式により提出すること。
- (2) (1)の質問に対する回答は、書面により作成し次のとおり閲覧に供する。
 - ア 期間：令和8年8月28日から令和8年9月2日までの休日を除く毎日、午前9時から午後4時まで。
 - イ 場所：上記5(2)イの受付場所と同じ。
なお、茨城森林管理署ホームページから「公売・入札情報>入札説明書等に対する質問書及び回答」にて閲覧することもできる。

8 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 入札執行の場所
茨城森林管理署 2階 入札室
- (2) 入札の日時等
令和8年9月3日午前9時50分までに(1)の場所に入札書及び競争参加資格確認通知書の写しを持参し、令和8年9月3日午前9時55分までに入札すること。また、代理人が入札する場合は、委任状を持参すること。
郵便入札も可とするが、郵便入札を行うときは、上記5(2)イの受付場所に書留郵便又は配達証明郵便で送付するものとし、令和8年9月2日午後5時までに到着したものに限る。入札書の日付は令和8年9月3日とすること。ただし、開札の結果不落となった場合には、直ちに再度の入札を行うので、郵便入札する際には、再度の入札に参加できないことに留意すること。

(3) 開札の日時等

ア 令和8年9月3日午前10時00分

イ 開札は、競争参加者又はその代理人が立ち会い、行うものとする。

なお、競争参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせ開札を行う。

(4) 再度入札

開札の結果、落札の条件を満たした入札がない場合は、直ちに再度の入札を行うことがあるため、再度入札を希望する入札者は入札書及び下記9(3)に定める内訳書を持参すること。この場合に入札に参加できる者は、当初の入札に参加した者とする。

なお、再度入札において、第1回目の最低の入札価格を上回る価格で入札した者の入札は無効とし、第3回目に行う入札についても上記を準用して行うものとする。

(5) 入札執行回数

入札執行回数は原則2回とし、分任支出負担行為担当官の判断により追加の入札を行う場合でも3回を限度とする。

9 入札方法等

(1) 入札書は、直接に提出する場合は封筒に入れて封緘のうえ、商号又は名称並びに住所、あて名を記載し「何月何日開札（事業名）の入札書在中」と記載して、また、郵便により提出する場合は二重封筒とし入札書を中封筒に入れて密封の上、当該中封筒には直接に提出する場合と同様に商号等を記載し、外封筒には「何月何日開札（事業名）の入札書在中」と朱書して提出すること。電送による提出は認めない。

(2) 落札決定に当たっては、立木等買受見積金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）及び造林事業請負見積金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）の差額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった立木等買受契約希望金額の110分の100に相当する金額と見積もった造林事業請負契約希望金額の110分の100に相当する金額の差額を入札書に記載すること。

(3) 個々の入札物件の入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した造林請負入札金額内訳書を入札書とともに提出するものとし、当該内訳書が未提出の入札は無効とする。

なお、様式は任意とするが、第1回目の入札にあたっては、作業種別数量、単価、金額等が記載されたものであること。第2回目以降の入札にあたっては、詳細な内訳は不要とするが、入札書に応じた造林事業の価格を確認できるものであること。

(4) 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（別添1）について入札前に確認しなければならない、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。

10 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金：免除

11 入札の辞退

- (1) 入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- (2) 入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
 - ア 入札執行前にあっては、入札辞退届を持参、郵送又は電子メール（入札日の前日までに到達するものに限る。）により契約担当官等に提出して行う。
 - イ 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札担当職員に直接提出して行う。

12 入札の無効

- (1) 入札公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書及び確認資料に虚偽の記載をした者が行った入札並びに別途示す入札閲覧書類及び関東森林管理局署等競争契約入札心得において示した入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、分任契約担当官等により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時ににおいて上記4に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。
- (2) 暴力団排除に関する誓約事項（別添1）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。

13 落札者の決定方法

- (1) 落札者は所定の方式に基づき定めた予定価格に対し、以下により国に最も有利な金額をもって入札した者とし、落札及び契約は当該入札金額に消費税額を加算した金額をもって行うこととする。
 - ア 「国に納付します」と記載した入札書は、記載金額が最高の価格をもって入札した者を落札者とする。
 - イ 「国から支払いを受けます」と記載した入札書は、記載金額が最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
 - ウ ア、イの入札書が同時にある場合は、アの者を落札者とする。
 - エ ただし、造林請負事業の予定価格が1千万円を超える契約について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最高の価格をもってアの入札書により入札した者又は最低の価格をもってイの入札書により入札した者を落札者とすることがある。

(2) 造林請負の予定価格が1千万円を超える契約について、落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、下記14に示すとおり、予決令第86条の調査を行うものとする。

(3) 落札者が分任契約担当官等の定める期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。この場合、上記9(2)による落札価格に基づき算定する立木等の販売金額と造林作業の請負金額のそれぞれの100分の5に相当する金額を違約金として徴収するものとする。

14 調査基準価格を下回った場合の措置

調査基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認めるか否かについて、入札者からの事情聴取、関係機関への意見照会等の調査を行い、落札者を決定する。調査基準価格に満たない価格をもって入札した者は、この調査に協力すべきものとする。この調査期間に伴う当該契約の履行期間の延期は行わない。

15 契約書の作成等

(1) 契約の成立

ア 落札者は、契約書の作成に当たり、それぞれ消費税額を加算した立木等の買受見積金額と造林作業の請負見積金額の内訳書を提出して、分任契約担当官等の承認を受けること。

イ 落札後に提出するアに基づく内訳書及び「当該入札に付する事項の価格(契約額)」については、予算決算及び会計令第91条第2項の規程に基づき財務大臣から承認を受けた算定方式により決定されるものであることから、入札者の見積もる内訳書と当該内訳書の金額は一致しない場合もあるが、それぞれの契約金額の差額は入札金額と一致するものである。

ウ 消費税額の積算において円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。

(2) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から遅滞なく別途示す契約書(案)により、立木等の販売に係る契約及び造林請負事業に係る契約についてそれぞれ契約書を締結するものとする。

(3) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名して押印し、さらに、分任契約担当官等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。

(4) (2)の場合において分任契約担当官等が記名して押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

(5) 分任契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ本契約は確定しないものとする。

16 支払条件

前金払等の支払条件は別途示す契約書案によるものとする。

17 関連情報を入手するための照会窓口

上記 5(2)イの受付場所と同じ。

18 事業成績評定の実施

造林請負契約の金額が、500 万円以上の事業については、「国有林野事業の素材生産及び造林に係る請負事業成績評定要領の制定について（平成 20 年 3 月 31 日付 19 林国業第 244 号林野庁長官通知）」に基づき成績評定を実施するものとする。

なお、受注者が事業実行中、技術改革等に関する取組みを実施した場合、様式 5-①「技術改革等に関する取組みの実施状況」を提出することができる。この場合、具体的な内容の説明資料として写真等を添付すること。

19 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 申請書及び確認資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(3) 落札者は、上記 4(8)及び(9)について、確認資料に記載した配置予定の現場代理人及び技能者を当該事業に配置すること。

(4) 本公告に適用される造林請負契約約款、入札心得については、上記 5(2)イの受付場所において受領すること。なお、それぞれ関東森林管理局ホームページからダウンロードすることができる。

【各種約款等】

<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/090929-3.html>

【入札・見積心得】

<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/kokoroe.html>

(5) 立木の買受に係る下記の各種規程等については、関東森林管理局ホームページからダウンロードすることができる。

ア 国有林野事業林産物売買契約約款

イ 国有林野の産物売払規程

ウ 関東森林管理局署等競争契約入札心得

エ 各種様式（様式第 6 号：委任状、様式第 8 号：辞退届）

【国有林野事業林産物売買契約約款等】

<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/wood/>

(6) 国有林野事業における造林事業を請負契約に付する際の予定価格については、「造林事業請負予定価格積算要領」に基づくものである。詳細については、林野庁ホームページを確認すること。

【造林事業請負予定価格積算要領】

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/gyoumu/zourin/nyusatu.html>

(7) 入札公告、入札説明書、競争参加資格確認申請書中に掲げた期間の定義は次のとおりとする。

ア 入札公告 2(7)、入札説明書上記 4(7)、5(5)エ、競争参加資格確認申請書における「本公告日の属する年度の前年度及び前々年度の過去 2 年度間」とは、前年度（4 月 1 日から 3 月 31 日まで）及び前々年度（4 月 1 日から 3 月 31 日まで）であり、入札公告 3(2)アに掲げる受付期限までではない。

イ 「過去 15 年間」とは、入札公告日の属する年度の前年度を含めた 15 年前の 4 月 1 日から入札公告 3(2)アに掲げる受付期限までとする。

(8) 入札者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和 4 年 9 月 13 日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

(9) 適格請求書（インボイス）の交付について

本公告の立木販売については、適格請求書（インボイス）の交付の対象であり、以下のとおりとする。

ア 国は適格請求書発行事業者である。

イ 売買契約書に登録番号等の必要事項を記載し、納入告知書とあわせて適格請求書（インボイス）の交付とする。

詳細について下記ページを確認すること。

【国有林のインボイス対応について】

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokuyuurinya_invoice.html

(10) 「除染特別地域（又は）汚染状況重点調査区域」での作業留意事項

本入札に係る事業箇所は、「除染特別地域（又は）汚染状況重点調査地域」に該当する。

このため、「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（平成 24 年 7 月 1 日施行）に基づき、事業が作業場所の放射線量の測定などの措置を講じる必要があることから、あらかじめ文部科学省による航空機モニタリングの結果等を参照した上で、必要な措置をとることができるよう準備すること。また、事業者が独自に行う放射線量の測定の結果、既知の測定結果と著しく異なる放射線量が確認された場合は、速やかに茨城森林管理署に連絡すること。詳しくは、厚生労働省のホームページ（<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000029897.html>）及び原子力規制委員会のホームページ放射線モニタリング情報（<https://radioactivity.nsr.go.jp/ja>）を確認すること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- （1）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- （2）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- （3）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- （4）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- （5）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- （1）暴力的な要求行為を行う者。
- （2）法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者。
- （3）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者。
- （4）偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者。
- （5）その他前各号に準ずる行為を行う者。

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

電子メールによる競争参加資格確認申請等における留意事項

1. 電子メールによる競争参加資格確認申請等にあたっては、誤送信防止のためメールアドレスに誤りがないか送信前に十分にご確認の上、期間に余裕をもったご提出をお願いします。また、電子メール送信後は入札公告 4 (1) に送信した旨の電話連絡をお願いします。
2. 競争参加資格確認申請書等の提出書類は PDF ファイル形式によりご提出ください。
なお、受信可能なファイルサイズが 7 MB 以下であることから、これを超える場合は、大容量ファイル送信サービスの利用等によりご提出ください。
上記による対応が困難な場合は、紙による提出とし、入札説明書 5 (2) イの受付場所に、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた郵送料金の切手を貼った長 3 号封筒を申請書等と併せて提出して下さい。
3. 電子メールの件名は以下のとおりとします。

【7月31日公告・生産又は造林・入札番号1番・申請者名】

記載例

- ・ 4 月 1 日公告・造林・入札番号 1 番・〇〇林業(株)
- ・ 5 月 1 日公告・生産・入札番号 2 番・〇〇協同組合

※一貫作業の場合は「生産」として取り扱うこととします。